



号外第16号
令和6年
3月14日(木)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規則

※福井県規則の形式を左横書きに改正する規則(三・情報公開・法制課)……………二

訓令

※福井県文書規程の一部を改正する訓令(二・情報公開・法制課)……………四

議会規則

※福井県議会議規則の一部を改正する規則(一・議政局)……………一〇

※福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則(二・同)……………一三

※福井県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則(三・同)……………一六

※福井県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則(四・同)……………一七

議会告示

※情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例施行規程(一・議政局)……………一九

※福井県議会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(二・同)……………二〇

※福井県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(三・同)……………二二

※福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示(四・同)……………二三

※地方自治法第八十条第一項の規定による知事の専決処分事項の指定の一部を改正する告示(五・同)……………二四

※福井県議会告示の形式を左横書きに改正する告示(六・同)……………二五

※福井県議会議員記章規程の一部を改正する訓令(一・議政局)……………二七

※福井県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令(二・同)……………二九

規
則

福井県規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三号

福井県規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。
(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。
(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いら	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

<p>れている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	
<p>八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字(次に掲げるものを除く。) 1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。) 5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>十三 左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十五 上欄</p>	<p>左欄</p>

十六 下欄	右欄
十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」
十八 促音に用いる「っ」または「っ」	それぞれ「っ」または「っ」

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

訓 令

福井県訓令第2号

庁中一般
各出先機関

福井県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県知事 杉本 達治

福井県文書規程の一部を改正する訓令

福井県文書規程(昭和61年福井県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(起案の要領)</p> <p>第20条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 左横書きとすること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">ㄥ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">ㄠ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(2)～(4) (略)</p>	<p>(起案の要領)</p> <p>第20条 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 左横書きとすること。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">ㄥ 条例および規則(様式の部分を除く。)</p> <p style="margin-left: 2em;">ㄠ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">ㄡ (略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(2)～(4) (略)</p>

別表第2第1章1(7)中「漢数字」を「左右を括弧で囲んだアラビア数字」に改める。
別表第2第1章2を次のように改める。

⑦ 福井県知事 氏 名

① 福井県条例第 号

④ 福井県○○○○○○○○条例の一部を改正する条例

② 福井県○○○○○○○○条例(元号)○○年福井県条例第○○号)の一部を次のように改正する。

① 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
×第1章×(略)	×第1章×(略)
×第2章×●●●●(第6条—第9条)	×第2章×○○○○(第6条—第9条)
×第3章・第4章×(略)	×第3章・第4章×(略)
×附則	×附則
×(○○)	×(○○)
第1条×(略)	第1条×(略)
第2条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第2条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
2×□□□□□□□□□□。	2×□□□□□□□□○○○○□□□□。
第3条×(略)	第3条×(略)
2×□□□□□□□□□□。	2×□□□□□□□□□□。
×(1)・(2)×(略)	×(1)・(2)×(略)
×(3)×●●●●●●●●●●	×(3)×○○○○○○○○○○
×(●●)	×(○○)
第4条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第4条×□□□□□□□□□□□□□□。
××第2章×●●●●	××第2章×○○○○
第6条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第6条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
第7条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第7条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
第8条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第8条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
第9条×(略)	第9条×(略)
2×□□□□□□□□●●●●□□□□。	2×□□□□□□□□□□□□□□。
3×(略)	4×(略)
×(●●)	
第10条×●●●●●●●●●●●●●●	第10条×(略)
第11条×(略)	第11条×(略)
第12条×(略)	第12条×(略)
第13条×(略)	第12条×(略)

第14条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第13条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
××附×則	××附×則
1・2×(略)	1・2×(略)
3×□□□□□□□□●●●●□□□□。	3×□□□□□□□□○○○○□□□□。
別表第1(第○条関係)	別表第1(第○条関係)
×□□□□□□□□□□	×□□□□□□□□□□
●●●●	○○○○
▲▲▲▲	△△△△

④ ⑥ 附 則

② (施行期日)

① ③ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条までの改正規定は、(元号) 年 月 日から施行する。

(福井県△△△△△△△△条例の廃止)

2 福井県△△△△△△△△条例(元号)○○年福井県条例第○○号)は、廃止する。

(経過措置)

3 ○○○○○○○○○○○。

② (福井県□□□□□□条例の一部改正)

① ③ 福井県□□□□□□条例(元号)○○年福井県条例第○○号)の一部を次のように改正する。

③ 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条×□□□□□□□□●●●●□□□□。	第5条×□□□□□□□□○○○○□□□□。
第6条×(略)	第6条×(略)
2×●●●●●●●●●●	2×○○○○○○○○○○

備考 「×」の印は、全角で1字空けることを示す。

イ 二つ以上の条例を改正する場合

② 福井県○○○○○○○○条例等の一部を改正する条例を公布する。

③ (元号) 年 月 日

⑦ 福井県知事 氏 名

① 福井県条例第 号

④

別表第2第8章5を次のように改める。

5 議案

(1) 条例提案の場合

① 第 号議案
 ④ 福井県○○○○○○○条例の制定(一部改正、廃止)について

② 福井県○○○○○○○条例(福井県○○○○○○○条例の一部を改正する条例、福井県○○○○○○○条例を廃止する条例)を次のように制定する。

③ (元号) 年 月 日提出
 ⑦ 福井県知事 氏 名

① 福井県条例第 号
 ④ 福井県○○○○○○○条例(福井県○○○○○○○条例の一部を改正する条例、福井県○○○○○○○条例を廃止する条例)
 ○○条例を廃止する条例)
 (中 略)
 ④ 提案理由
 ② ○○○○○○○○したいので、この案を提出する。

(2) 専決処分の承認の場合

① 第 号議案
 ④ 専決処分につき承認を求めることについて

② 福井県○○○○○○○条例の一部を改正する条例については、緊急施行を要したため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

③ (元号) 年 月 日提出
 ⑦ 福井県知事 氏 名

① 専決第 号
 ④ 福井県○○○○○○○条例の一部改正について

② 次のとおり福井県○○○○○○○条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法

①

(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

③ (元号) 年 月 日
 ⑦ 福井県知事 氏 名

① 福井県条例第 号
 ④ 福井県○○○○○○○条例の一部を改正する条例
 (以下略)

(3) 専決処分の報告の場合

① 報告第 号
 ④ 専決処分の報告について

② ○○○○○○○○については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

③ (元号) 年 月 日提出
 ⑦ 福井県知事 氏名

① 専決第 号
 ④ ○○○○○○○○について

② 次のとおり○○○○○○○○○することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

③ (元号) 年 月 日
 ⑦ 福井県知事 氏名
 (以下略)

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

議 会 規 則

福井県議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会規則第一号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則

福井県議会会議規則(昭和四十八年福井県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章 第十一章 (略)

第十二章 辞職および資格の決定(第百六条―第百九条の二)

第十三章 第十七章 (略)

第十八章 補則(第百三十一条―第百三十三条)

附則

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、または延長することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときは他の特に必要ながあると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、または延長することができる。

4 (略)

(開票および投票の効力)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

目次

第一章 第十一章 (略)

第十二章 辞職および資格の決定(第百六条―第百九条)

第十三章 第十七章 (略)

第十八章 補則(第百三十一条)

附則

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、または議会の議決により、繰り上げまたは延長をすることができる。

2 会議時間の繰り上げまたは延長の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 (略)

(開票および投票の効力)

第三十一条 (略)

2・3 (略)

(資格決定の審査)

第百九条 (略)

(資格決定の通知)

第百九条の二 法第百二十七条第三項の規定により準用される法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第十三章 規律

(携帯品)

第百十一条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第十八章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第百三十一条 議会または議長もしくは委員長(以下この条および次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項、第五項および第六項ならびに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項および第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

(資格決定の審査)

第百九条 (略)

第十三章 規律

(携帯品)

第百十一条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

第十八章 補則

録がされた時(第二十条、第四十条第三項、第九十条第一項、第九十一条第一項および第二百二十六条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時または議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。以下「電磁的記録」という。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧もしくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、当該措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、または議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名等(署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を文書等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることが規定されているものを第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、または議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、または議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、または交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項または第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)
第二百二十二条 この規則の規定(第二十八条第一項(第八十五条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、または保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関する

この規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義)

第百三十三条 (略)

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会規則第二号

福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則

福井県議会傍聴規則(昭和三十四年福井県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(委員会における傍聴)

第十七条 委員会を傍聴しようとする者(傍聴証交付者を除く。)は、あらかじめ委員会傍聴申込書(様式第四号)を委員長に提出しなければならない。

2 第二条から第五条まで、第七条第三項および第四項、第九条、第十条ならびに第十二条から第十六条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条	(略)	(略)
第五条第一項	傍聴券(様式第一号)	傍聴券(様式第五号)
第十条第一項および第十六条	会議当日傍聴人受付で先着順により交付	第十七条第一項に規定する申込をした者に対し、委員会当日に交付
(略)	(略)	(略)

(協議等の場における傍聴)

第十八条 (略)

(電子情報処理組織による通知)

(会議規則の疑義)

第百三十一条 (略)

改正前

(委員会における傍聴)

第十七条 傍聴証交付者は、福井県議会委員会条例(昭和四十八年福井県条例第三十五号)第十六条第一項の規定により委員会傍聴の許可があつたものとする。

2 第二条から第五条まで、第七条第三項および第四項、第九条、第十条ならびに第十二条から第十六条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条	(略)	(略)
第五条第一項	傍聴券(様式第一号)	傍聴券(様式第四号)
第十条第一項および第十六条	会議当日傍聴人受付で先着順により交付	委員長が傍聴を認められた者に対し、委員会当日に交付
(略)	(略)	(略)

(協議等の場における傍聴)

第十八条 (略)

第十九条 第七条第二項および第十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による議長または委員長(以下この条において「議長等」という。)に対して行われる通知については、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長等に到達したものとみなす。
(その他)

第二十条 (略)

様式第四号を様式第五号とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

(その他)

第十九条 (略)

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

委員会傍聴申込書

福井県議会

委員長 様

住所
氏名
電話番号

福井県議会傍聴規則第17条第1項の規定により、下記のとおり委員会の傍聴を申し込みます。

記

- 1 委員会名 委員会
- 2 傍聴希望日 年 月 日
- 3 傍聴を希望する理由

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福井県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会議規則第三号

福井県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県議会議規則(昭和四十八年福井県議会議規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている福井県議会議規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
 - 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- (用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
の 1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。) 5 一の項および二の項に定めるもの	

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

福井県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。

令和六年三月十四日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会規則第四号

福井県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福井県議会傍聴規則（昭和三十四年福井県議会規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
 - 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存規則の様式については、適用しない。

（用字および用語の整理）

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（次に掲げるものを除く。）	アラビア数字
1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの	
2 熟語の一部として用いられているもの	
3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
4 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）	
5 一の項および二の項に定めるもの	
四 上欄	左欄
五 下欄	右欄

2 前項の規定は、既存規則の様式については、適用しない。

3 第一項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則
この規則は、令和六年九月一日から施行する。

議 会 告 示

福井県議会告示第1号

情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した福井県議会の活動の推進に関する条例（令和6年福井県条例第28号。以下「条例」という。）の規定により、議会または議長もしくは議員もしくは議会の事務局の職員であつて条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われ、または議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他の政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 申請等を行う者または議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（条例第3条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成したものと

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したものと

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

エ その他議長が定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本または写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべきまたは記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項または記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 条例第3条第5項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものと議長が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第6条 条例第4条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信

回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 議会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなればならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第4条第1項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第6条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長のとめるところによる届出

(処分通知等の中に電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 議会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項または当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法または電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 議会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピュータ・サーバ関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピュータインフラ・サーバ関連技術をいう。)その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

(氏名または名称を明らかにする措置)

第12条 条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて議長

が定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)または第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第13条 議会等に対して行われ、または議会等が行う手続等(条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例およびこの規程の規定を準用する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、または議会等が行う手続等を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止)

2 福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年福井県議会告示第1号)は、廃止する。

福井県議会告示第2号

福井県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県議会会議規則(昭和48年福井県議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- 。 (1) 電子署名 次に掲げるものをいう。
- ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名
- イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他の政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
- ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他の地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名
- (2) 電子証明書 議会または議長もしくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者または議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(会議規則第131条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。))において識別できるものに限る。)であつて、次に掲げるものをいう。
- ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成したものの
- イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したものの
- ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- エ その他議長が定めるもの
- (議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)
- 第3条 会議規則第131条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- (電子情報処理組織による議会等に対する通知)
- 第4条 会議規則第131条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号および第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。
- 2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を

行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第131条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第131条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第131条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第131条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面または映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第131条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名または名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第131条第5項に規定する氏名または名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知(通知を行う者が議員であるものを除く。))に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)または第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合)

福井県議会告示第4号

福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示

福井県議会傍聴に関する要綱(平成27年福井県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県議会傍聴規則(昭和34年福井県議会規則第1号。以下「傍聴規則」という。)第20条の規定に基づき、会議等の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の一般席における傍聴の申込期限等)

第6条 傍聴規則第17条第1項の規定による申し込みの期限は、各委員会の開催日の3日(県の休日の日数は、算入しない。)前の日の正午とする。

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県議会傍聴規則(昭和34年福井県議会規則第1号。以下「傍聴規則」という。)第19条の規定に基づき、会議等の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の一般席における傍聴の申込み)

第6条 委員会を一般席で傍聴しようとする者は、委員会傍聴申込書(様式第1号)を委員長に提出するものとする。

2 前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、インターネットを利用してすることができる。この場合において、傍聴の申込みをする者は、前項の委員会傍聴申込書の記載事項を明記するものとする。

3 前2項の申込期限は、各委員会の開催日の3日(県の休日の日数は、算入しない。)前の日の正午とする。この場合において、前項の申込みは、期限までに議会局担当課のメールアドレスに着信したものに限る。

4 (略)

(委員会傍聴申込者が定員を超える場合の取扱い)

第7条 前条第3項の申込期限において、委員会の一般席における傍聴の申込みをした者が定員を超えたときは、抽選の方法により委員会を一般席で傍聴する者(以下「委員会一般傍聴人」という。)を決定する。

2・3 (略)

(全員協議会における傍聴)

第10条 (略)

(議長等に対する通知に係る電子情報処理組織)

(全員協議会における傍聴)

第10条 (略)

2 (略)

(委員会傍聴申込者が定員を超える場合の取扱い)

第7条 前条第1項に規定する申込期限において、委員会の一般席における傍聴の申込みをした者が定員を超えたときは、抽選の方法により委員会を一般席で傍聴する者(以下「委員会一般傍聴人」という。)を決定する。

2・3 (略)

(全員協議会における傍聴)

第10条 (略)

(議長等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第11条 傍聴規則第19条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、議長等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議長等に対する通知)

第12条 傍聴規則第19条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項または当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 (略)

様式第1号を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(その他)
第11条 (略)

福井県議会告示第5号

地方自治法第180条第1項の規定による知事の専決処分事項の指定(令和2年福井県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1～4 (略) 5 地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、100万円以内の職員の賠償責任を免除すること。	1～4 (略) 5 地方自治法第243条の2の2第8項の規定により、100万円以内の職員の賠償責任を免除すること。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

福井県議会告示第6号

福井県議会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示(縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

(1) 既存縦書き告示における右方はこの告示による改正後の既存縦書き告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。

(2) 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存縦書き告示における文字の順序とする。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 条および別記様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 漢数字(次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
(1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの	
(2) 熟語の一部として用いられているもの	
(3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
(4) 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)	
(5) 1の項および2の項に定めるもの	
4 促音に用いる「っ」	「つ」

2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定めるところによる。
(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

議 会 訓 令

福井県議会訓令第一号

福井県議会

福井県議会議員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月十四日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会議員記章規程の一部を改正する訓令

福井県議会議員記章規程(令和二年福井県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第二条 議員記章は、議員の任期の始めに議員一人につき一個を交付する。ただし、交付を受けた議員記章を亡失し、または著しく毀損したときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。この場合には、その実費を徴収する。

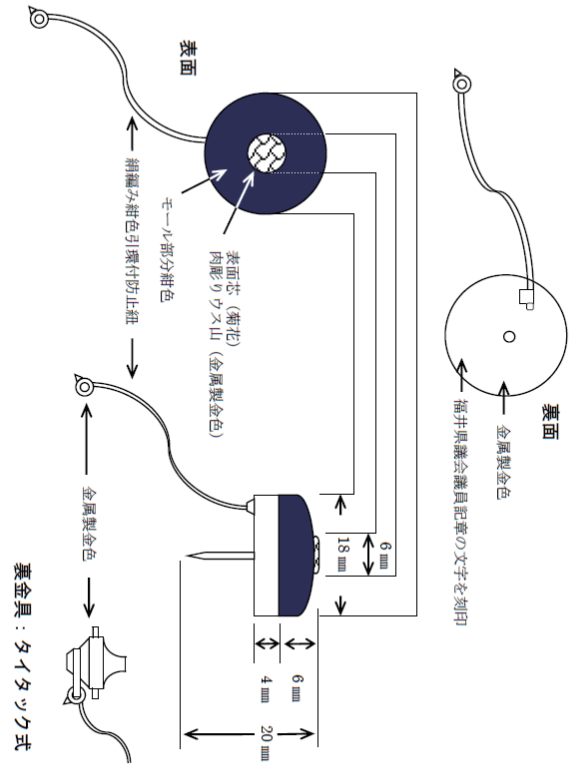
第三条 議員記章は、他人に貸与、譲渡等してはならない。

別記様式を次のように改める。

改正前

第二条 議員記章は、議員一人につき一個とし、その在職中これを貸与する。ただし、貸与を受けた議員記章を亡失し、または著しく毀損したときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。この場合には、その実費を徴収する。

第三条 議員記章は、任期満了、辞職、失職、死亡等の理由により議員でなくなつた場合には、速やかにこれを返還しなければならない。



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和六年三月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の第二条および第三条の規定ならびに別記様式による福井県議会議員記章(以下「議員記章」という。)は、令和九年四月三十日以後に任期が始まる福井県議会議員(以下「議員」という。)に係る議員記章については、なお従前の例による。

福井県議会訓令第2号

福井県議会
議政局

福井県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月14日

福井県議会議長 西本 正俊

福井県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き訓令」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き訓令の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存縦書き訓令における右方はこの訓令による改正後の既存縦書き訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存縦書き訓令における上方は改正後訓令における左方とする。
- (2) 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き訓令における文字の順序とする。

(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き訓令中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1	条の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2	号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3	漢数字（次に掲げるものを除く。） (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの (2) 熟語の一部として用いられているもの (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの (4) 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。） (5) 1の項および2の項に定めるもの	アラビア数字（小数点を表す中点はデリオドに改めるものとする。）
4	上欄	左欄
5	下欄	右欄
6	促音に用いる「っ」	「っ」

2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

令和六年三月十四日発行

発行人

千九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県